

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 8 月 10 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800008号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800012号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和29年4月1日から同年2月1日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和29年9月1日から同年12月1日に訂正し、同年9月、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和30年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

請求期間④について、訂正請求記録の対象者のA社D支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和32年4月25日から同年4月11日に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者のA社E支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和34年5月1日、喪失年月日を同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和29年2月1日から同年4月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、昭和30年5月31日から同年6月1日までの期間及び昭和34年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、訂正請求記録の対象者に係る昭和29年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和30年5月31日から同年6月1日までの期間及び昭和34年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 30 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
④ 昭和 32 年 4 月 11 日から同年 4 月 25 日まで  
⑤ 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当該期間について、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、訂正請求記録の対象者が生前記入したA社の本社・支店・支社の勤続期間の記録（以下「生前記入した勤続期間の記録」という。）及びB社から提出された訂正請求記録の対象者に係る役職員住所録（役職員録）（以下「役職員住所録」という。）並びに複数の同僚の陳述及びB社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和 29 年 2 月 1 日にA社から同社C支店に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 29 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる同年 4 月の記録から、8,000 円とすることが必要である。

請求期間②について、雇用保険の加入記録、生前記入した勤続期間の記録及び役職員住所録並びに複数の同僚の陳述及びB社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和 29 年 12 月 1 日にA社C支店から同社F支社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 29 年 9 月、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社C支店に係る被保険者名簿により確認できる同年 8 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日又は喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③について、当該期間前後に係る訂正請求記録の対象者及び同僚の厚生年金保険被保険者記録、雇用保険の加入記録、生前記入した勤続期間の記録及び役職員住所録並びに複数の同僚の陳述及びB社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和30年6月1日にA社C支店から同社G支社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和30年5月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社C支店に係る被保険者名簿により確認できる同年4月の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和30年5月31日から同年6月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年5月31日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間④について、A社D支店に係る被保険者名簿によると、昭和32年4月において厚生年金保険被保険者資格を取得した4名のうち、訂正請求記録の対象者を除く3名については、後日、資格取得日の訂正が行われていることから、訂正請求記録の対象者についても資格取得日の誤りがうかがえ、複数の同僚の陳述及びB社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和32年4月11日にA社G支社から同社D支社に異動）していることが認められる。

- 4 請求期間⑤について、雇用保険の加入記録及び役職員住所録並びに請求者の陳述、複数の同僚の陳述及びB社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間においてA社に継続して勤務（昭和34年5月1日にA社C支店から同社E支店に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和34年5月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる同年6月の記録から、1万8,000円とすることが必要で

ある。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 34 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主が資格取得日を同年 5 月 1 日とし、資格喪失日を同年 6 月 1 日として届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。